

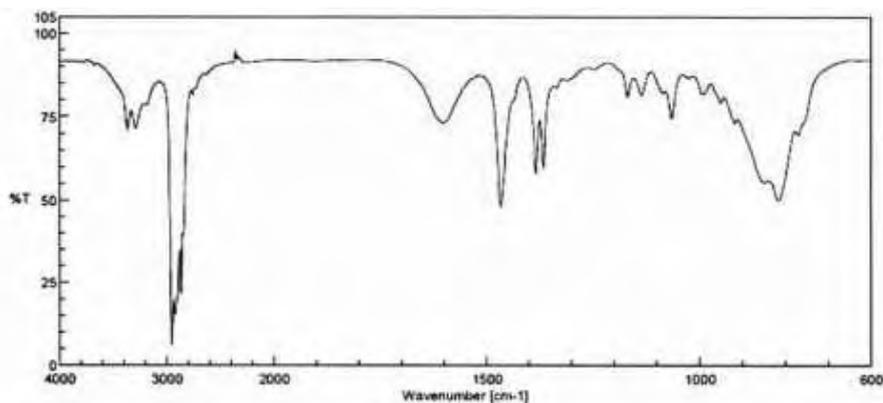
一 告 示

○ 厚生労働省告示 第三百七十二号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正する。

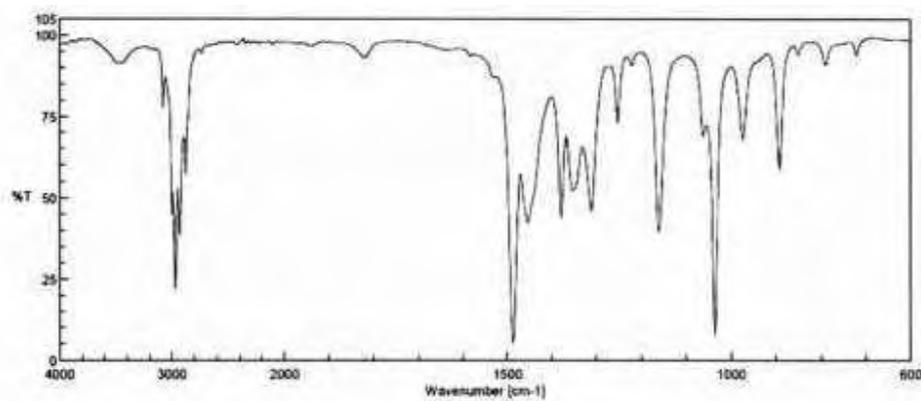
第2添加物の部C試薬・試液等の項 11 参照赤外吸収スペクトルのイソプロパノールの目の次に次の一目を加える。

イソペンチルアミン



第2添加物の部C試薬・試液等の項 11 参照赤外吸収スペクトルの2-エチル-3-メチルピラジンの目の次に次の一目を加える。

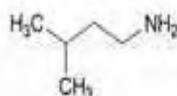
2-エチル-5-メチルピラジン



第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項イソプロパノールの目の次に次の一目を加える。

イソペンチルアミン

Isopentylamine



$C_5H_{13}N$

分子量 87.16

Isopentylamine [107-85-7]

含 量 本品は、イソペンチルアミン($C_5H_{13}N$)98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無～微黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.405 \sim 1.411$

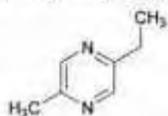
(2) 比重 $0.747 \sim 0.753$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径 $0.25 \sim 0.53 \text{ mm}$ 、長さ $30 \sim 60 \text{ m}$ のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを $0.25 \sim 1 \mu \text{ m}$ の厚さで被覆したものを使用する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項2-エチル-3-メチルピラジンの目の次に次の一目を加える。

2-エチル-5-メチルピラジン

2-Ethyl-5-methylpyrazine



$\text{C}_7\text{H}_{10}\text{N}_2$

分子量 122.17

2-Ethyl-5-methylpyrazine [13360-64-0]

含量 本品は、2-エチル-5-メチルピラジン ($\text{C}_7\text{H}_{10}\text{N}_2$) 95.0%以上を含む。

性状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.491 \sim 1.501$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.960 \sim 0.970$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラムは、内径 $0.25 \sim 0.53 \text{ mm}$ 、長さ $30 \sim 60 \text{ m}$ のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを $0.25 \sim 1 \mu \text{ m}$ の厚さで被覆したものを使用する。

第2添加物の部F使用基準の項イソプロパノールの目の次に次の一目を加える。

イソペンチルアミン

イソペンチルアミンは、着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項2-エチル-3-メチルピラジンの目の次に次の一目を加える。

2-エチル-5-メチルピラジン

2-エチル-5-メチルピラジンは、着香の目的以外に使用してはならない。

以上